

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度サンポート高松地区プロムナード空間活用調査業務（交通対策）（その2）

2 業務内容

サンポート高松プロムナード空間の車両通行止め時における、プロムナード空間への車両規制、緊急車両の誘導、緊急時における関係者への通報連絡と現場措置、警備報告書の作成、高松駅前広場に設置しているフラッグの点検・破損時の交換、撤去再設置作業、休憩施設のパラソル設置撤去作業を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 警備員の資格及び業務実施に伴う費用負担等

- (1) 警備員の服装は、公安委員会届出の制服・制帽着装とする。
- (2) 交通誘導業務に従事させる警備員は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき、所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。
なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注1）

(業務の区分)

原則、①交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は②警備指導教育責任者資格証取得者を1名、③交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員を2名配置するものとする。ただし、資格区分に応じた人数配置ができない場合は、発注者と協議の上、決定すること。

注1：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

- (3) 業務実施に必要な鍵を預託された場合、自らの責任において厳重に取扱い保管すること。
- (4) 事故発生の際は、速やかに発注者と関係先に連絡・報告を行い、現場措置を講ずること。
- (5) 警備員の制服、携帯電話、懐中電灯、ヘルメット、トランシーバー、パソコン、プリンター、カメラ等の備品、消耗品に関する費用は受注者の負担とすること。
- (6) 警備員は、受注者が雇用する社員であって、雇用期間の定めのないもの又は雇用契約期間に本業務委託契約期間のすべてを含むものであること。
- (7) 警備員の労務管理に関する費用一切は、受注者の負担とすること。
- (8) 運搬費等は、警備員や必要となる備品等（パラソルを含む）の運搬に要する費用であり、駐車場料金等の必要となる費用を全て含むものとする。

5 警備員の配置

受注者が行う警備業務については、別紙1の警備員配置図のプロムナード空間を車両通行止めとした際の円滑な交通誘導であり、別紙1の警備員配置図を参考に発注者と協議の上、警備員の配置計画を作成するものとする。

配置日時時の予定は、令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）までの土日・休日とする。ここでいう休日とは、香川県公安委員会が決定した交通規制上の休日のことであり、「国民の祝日に関する法律に規定する休日」及び令和8年12月29日、12月30日、12

月 31 日、令和 9 年 1 月 2 日、1 月 3 日を対象としているものとし、下記に示すとおりとする。
【土日・休日】

令和 8 年：10 月 3 日（土）、10 月 4 日（日）、10 月 10 日（土）、10 月 11 日（日）、
10 月 12 日（月・祝）、10 月 17 日（土）、10 月 18 日（日）、10 月 24 日（土）、
10 月 25 日（日）、10 月 31 日（土）、11 月 1 日（日）、11 月 3 日（火・祝）、
11 月 7 日（土）、11 月 8 日（日）、11 月 14 日（土）、11 月 15 日（日）、
11 月 21 日（土）、11 月 22 日（日）、11 月 23 日（月・祝）、11 月 28 日（土）、
11 月 29 日（日）、12 月 5 日（土）、12 月 6 日（日）、12 月 12 日（土）、
12 月 13 日（日）、12 月 19 日（土）、12 月 20 日（日）、12 月 26 日（土）、
12 月 27 日（日）、12 月 29 日（火）、12 月 30 日（水）、12 月 31 日（木）

令和 9 年：1 月 1 日（金・祝）、1 月 2 日（土）、1 月 3 日（日）、1 月 9 日（土）、
1 月 10 日（日）、1 月 11 日（月・祝）、1 月 16 日（土）、1 月 17 日（日）、
1 月 23 日（土）、1 月 24 日（日）、1 月 30 日（土）、1 月 31 日（日）、
2 月 6 日（土）、2 月 7 日（日）、2 月 11 日（木・祝）、2 月 13 日（土）、
2 月 14 日（日）、2 月 20 日（土）、2 月 21 日（日）、2 月 23 日（火・祝）、
2 月 27 日（土）、2 月 28 日（日）、3 月 6 日（土）、3 月 7 日（日）、
3 月 13 日（土）、3 月 14 日（日）、3 月 20 日（土）、3 月 21 日（日）、
3 月 22 日（月・振替休日）、3 月 27 日（土）、3 月 28 日（日）

（計 63 日間）

配置時間は、各日 9 時から 21 時とする。

なお、上記配置日時ならびに別紙 1 の警備員配置図の内容については、発注者と現場状況に応じて見直しの協議を行い、協議の結果、変更が生じた際は、その内容に基づき文書（打合せ記録簿）を取り交わすものとする。

6 フラッグの点検、破損時の交換、撤去再設置作業

（1）点検の対象となるフラッグは、別紙 2 の計 20 枚とし、点検項目は、下記のとおりとする。

①外観（落書き、悪戯、破損等の確認）

②固定器具（固定状況の確認）

なお、点検において交換作業を伴わない軽微な異常を確認した場合（固定器具のずれ等）は、速やかに簡易修繕を行うものとする。

（2）個別交換作業（見込み回数：2 回）

点検においてフラッグの破損等の異常を確認した場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者から貸与された予備のフラッグと個別に交換すること。

（3）全数撤去作業（見込み回数：1 回）

暴風警報などの悪天候によりフラッグが破損すると見込まれる場合において、発注者と協議のうえ、フラッグ全数を撤去する。なお、撤去したフラッグは、再利用するため適切に保管するよう留意するものとする。

（4）全数再設置作業（見込み回数：1 回）

（3）による撤去後、天候が回復し安全が確認された場合は、発注者と協議のうえ、速やかに全数再設置を行うものとする。

（5）交換、撤去及び設置に用いる資材等については、受注者で準備するものとする。

（6）点検頻度は、令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（水）までのうち、毎週土曜日（計 26 回）に行うものとする。

7 パラソル設置・撤去作業

（1）業務開始時にプロムナードに設置している休憩施設にパラソルを設置し、業務終了時に撤去するものとする。設置位置は別紙のとおりとする。

（2）天候の状況（降雨、風など）により設置が不要と判断される場合は、受注者の判断により設置しないものとする。

（3）パラソル及び設置撤去に要する資材等は県から貸与するものとする。

（4）パラソルの保管場所は高松港旅客ターミナルビルを想定している。

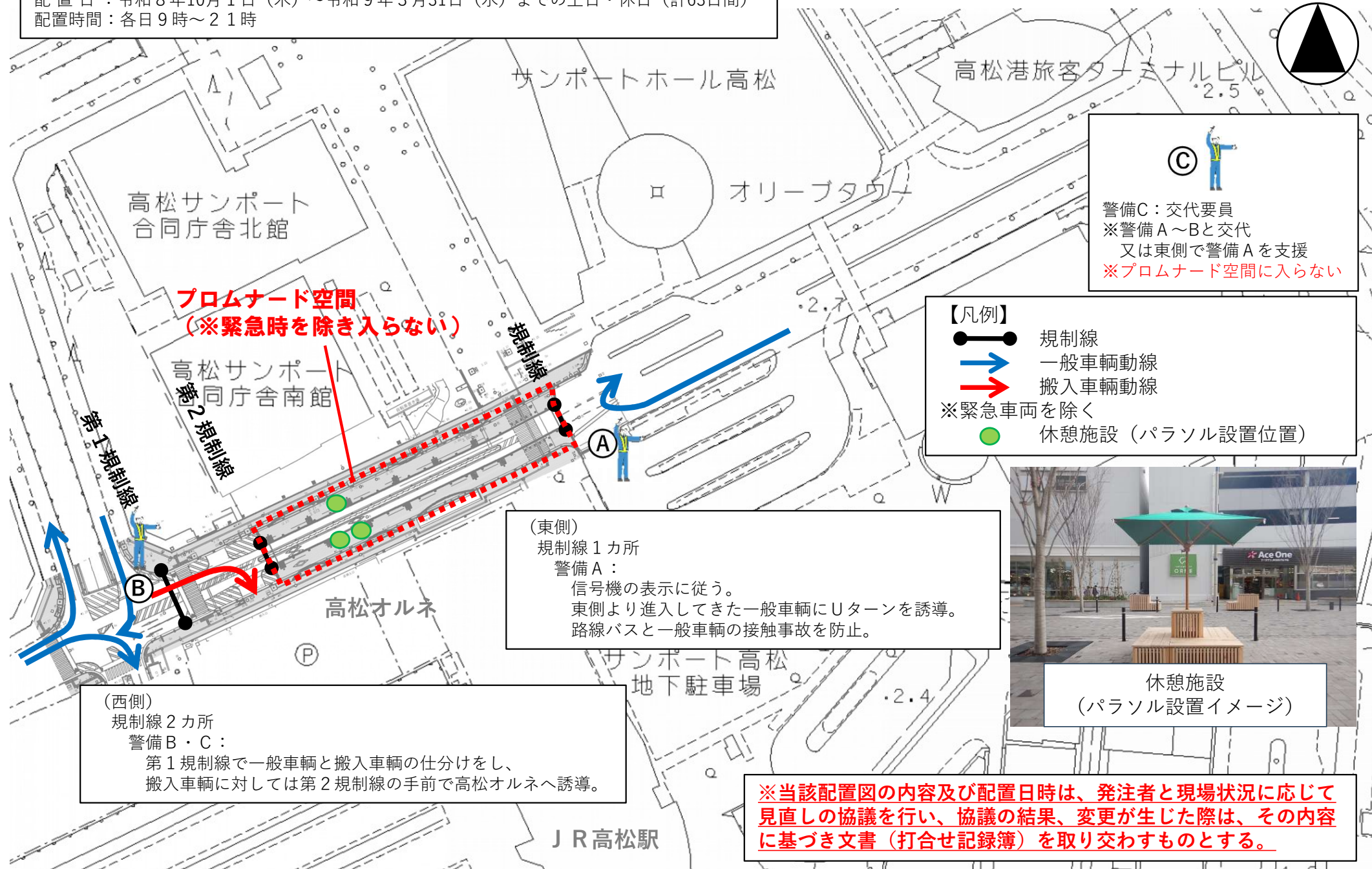
8 その他

受注者は、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理し、その効率的使用に努めなければならない。注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、発注者が受注者に代わってその賠償の責めを果たした場合には、発注者は受注者に求償することができる。

受注者は、貸与品が滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。受注者は貸与品の滅失又は毀損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、当該滅失又は毀損による損害に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、自己の負担により貸与品を原状に回復したときは、この限りでない。

警備員配置図

配置日：令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）までの土日・休日（計63日間）
 配置時間：各日9時～21時



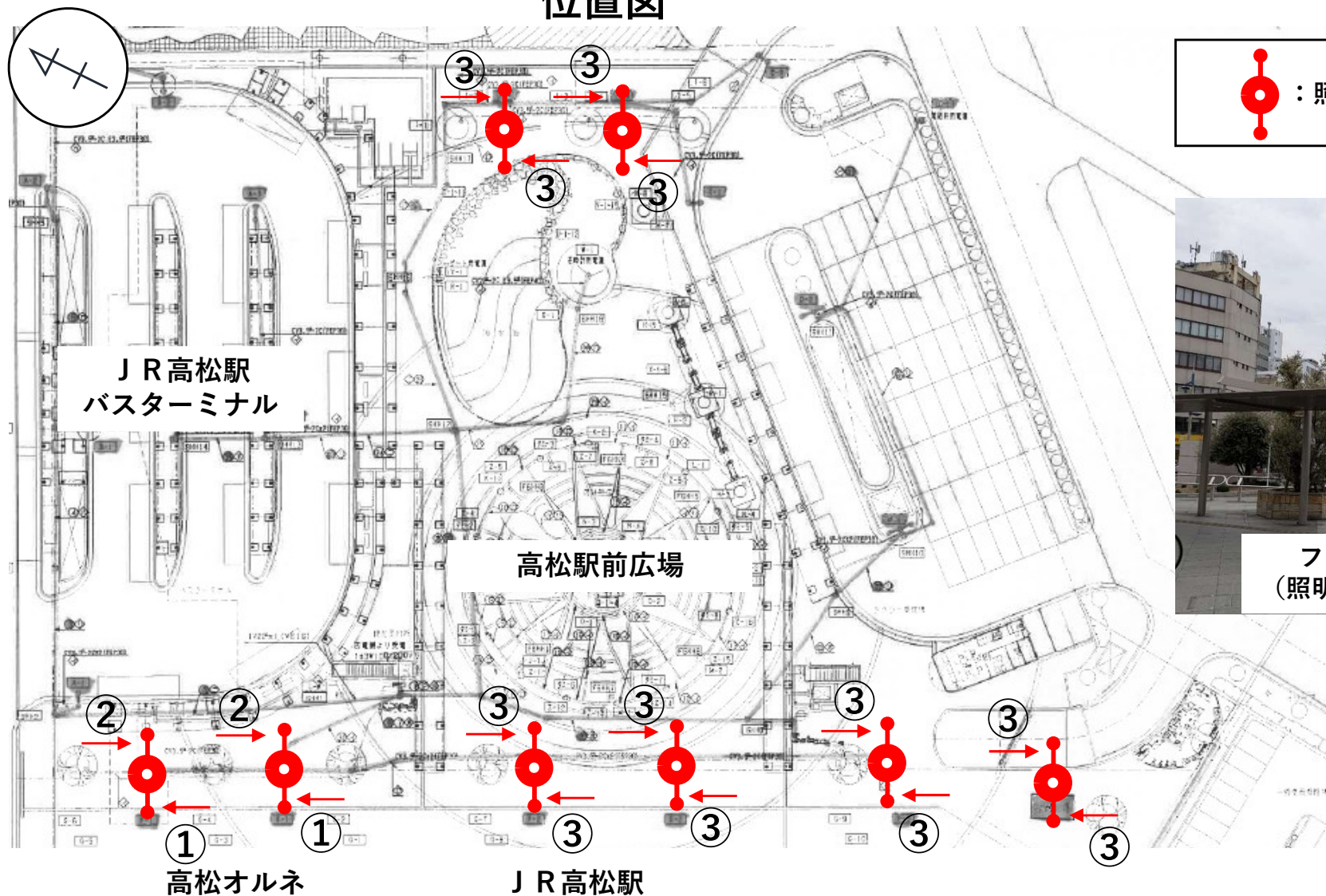
規制イメージ

(看板の設置)

- ・ 車両通行止め時に、東西の規制線に、移動式の看板（2基×2箇所）を設置する。
- ・ 看板は人力で移動できるものであり、通常は周辺敷地に保管している。
- ・ 緊急車両通行時は、支障のないよう移動する。



位置図

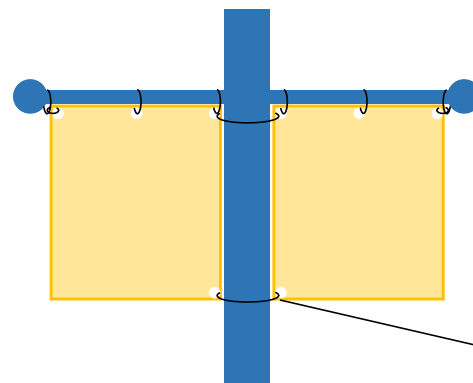


 : 照明柱の位置 (計 10 本)



フラッグのイメージ
(照明柱 1 本につき 2 枚)

フラッグ固定方法 (参考)



結束バンド固定

